

議案第 114 号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「「社会保険各法」を「「医療保険各法」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「組合員」の次に「、加入者」を加え、同条第3項中「国民健康保険法、高齢者医療確保法若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に定める額（以下「妊娠婦本人基準額」という。）」を「規則で定める額」に改め、同項第2号中「7月1日（前々年の所得にあっては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民

年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額（以下「母子家庭等本人基準額」という。）」を「規則で定める額」に改め、同項第3号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額（以下「重度心身障害者等本人基準額」という。）」を「規則で定める額」に、「同条第2項に定める額（以下「重度心身障害者等扶養義務者等基準額」という。）」を「規則で定める額」に改め、同条第2項中「の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする」を「は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、所得の額の計算方法は、規則で定める」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療福祉費等の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

所得税法の改正により、茨城県から医療福祉費支給に関する条例準則が示されたことに伴い、当該準則に準拠した内容に改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条（略） (対象者)	第1条・第2条（略） (対象者)
第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、つくば市の区域内に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法（以下「 <u>医療保険各法</u> 」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができるもの（つくば市の区域外に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、次に掲げるものを含む。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。	第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、つくば市の区域内に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法（以下「 <u>社会保険各法</u> 」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができるもの（つくば市の区域外に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、次に掲げるものを含む。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。
(1)・(2)（略） (医療福祉費の支給)	(1)・(2)（略） (医療福祉費の支給)
第4条 つくば市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所（以下この項及び次項において「保険医療機関等」という。）の医師が妊娠の継続又は安全な出産のため治療が必要であると認めた疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について <u>医療保険各法</u> の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定	第4条 つくば市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所（以下この項及び次項において「保険医療機関等」という。）の医師が妊娠の継続又は安全な出産のため治療が必要であると認めた疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について <u>国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法</u> の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定

める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（医療保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 (略)

3 第1項の高額療養費は、医療保険各法

又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4—7 (略)

第4条の2 (略)

(医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限)

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) 妊産婦にあっては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、規則で定める額

以上である場合又はその者の民法（明治29年法律第89号）

第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）若しくはそ

める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 (略)

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者医療確保法若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4—7 (略)

第4条の2 (略)

(医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限)

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) 妊産婦にあっては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に定める額（以下「妊娠婦本人基準額」という。）以上である場合又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）若しくはそ

の者の配偶者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、第4条第5項の規定による申請があった日（以下「申請日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（申請日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額

以上である場合又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(3) 重度心身障害者等にあっては、申請日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額

以上である場合又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額

以上である場合

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）についての同法そ

の者の配偶者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、第4条第5項の規定による申請があった日（以下「申請日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（申請日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日（前々年の所得にあっては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額（以下「母子家庭等本人基準額」という。）以上である場合又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(3) 重度心身障害者等にあっては、申請日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額（以下「重度心身障害者等本人基準額」という。）以上である場合又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて同条第2項に定める額（以下「重度心身障害者等扶養義務者等基準額」という。）以上である場合

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の

の他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、所得の額の計算方法は、規則で定める

_____。

3 (略)

第6条 (以下略)

3 第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。

3 (略)

4 妊産婦本人基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例による。

5 母子家庭等本人基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例による。

6 重度心身障害者等本人基準額及び重度心身障害者等扶養義務者等基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例による。

第6条 (以下略)

議案第 114 号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市保健部医療年金課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

医療福祉費支給制度について令和 7 年度税制改正による所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所得に関する基準が変更（特定親族特別控除の新設）となり、茨城県から「医療福祉費支給に関する条例準則」「医療福祉費支給に関する条例施行規則準則」が示された。これに準じて市医療福祉費支給条例の一部を改正する。

○ 他自治体の状況等

県内の他自治体も直近の議会で改正予定

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）（令和 7 年 3 月 31 日公布、令和 7 年 12 月 1 日施行）
- ・所得税法第 84 条の 2

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

所得税法の改正による控除項目の追加により控除額が増えることで、課税対象となる所得が減少し、これまで対象外であった方についても新たに助成対象となる場合がある。